

一般社団法人日本ろう空手道協会 ろう空手道強化指定選手行動規範

(趣旨・目的)

強化指定選手及び育成選手、日本代表選手(以下「強化指定選手」という)が、当協会に寄与するとともに、空手道の品位と威厳を保つため、己を優先とせず、礼節・正義感・道徳心からなる倫理的な行動、言動を常に行わなければならない。また、フェアプレーの精神とマナーを尊び、デファスリート及び善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、ろう空手道の向上と発展に貢献するために、日本ろう空手道選手としての誇りと自覚と責任を持って、謙虚な精神で行動し、ひいてはろう空手道の健全な普及・発展を図ることを目的に、本規範を制定する。

規範の遵守と内容

(礼節、相互コミュニケーションと相互尊重)

強化指定選手は、以下の条項を理解し、所定の誓約書に署名をし、これを遵守しなければならない。

1. 強化指定選手はろう空手道に関わる者とし、コミュニケーションと相手を尊重し、意思疎通のための努力を怠らない。
 - (1) コミュニケーション
 - ・手話(日本手話など)
 - ・筆談など
 - ・相手の顔を見て(目を合わせる)会話、挨拶
 - (2) 尊重
 - ・立場をわきまえた振る舞いを心がける
2. 強化指定選手は多くの国民やボランティア、他団体等の支援・応援サポートを受けて成り立っていることと常に社会から注視されていることを自覚する。
3. 強化指定選手は数多くいるろう空手道の一選手でありながら、注視されていることを自覚し、ふさわしい行動をとる。
4. 強化指定選手は指導者やスタッフ、チームメイト、支援者に対し、常に感謝の意を持ち、尊重する。
5. コミュニケーションの基本である挨拶を如何なる時でも常に意識し、笑顔を持って接し、全てへの挨拶を心がける。
6. 利用する施設、宿泊等の職員に常に感謝の意を示し、接する。
7. 利用する施設に入退室する時は必ず一礼すること。

(規則熟読、理解、遵守)

8. 強化指定選手はドーピング手続きを始め、大会への参加規則、登録、競技規則などの知識及び事務手続きの知識についてガイドライン等を熟読し、理解することを務め、提出期限を遵守する。
9. 8.にて不備が生じた場合、該当強化事業に参加できない場合があることを理解する。
10. 強化指定選手はプロモーション活動や普及活動などに報酬等を得ずに協力するとともに、それぞれ指定された活動・行事(合宿、ミーティング、講習会など)には必ず参加する。
※ただし、協会理事会、強化委員会、監督等が競技に支障がある等やむを得ない事情によるものと認めた場合は、その限りではない。

11. 違法行為または強化指定選手の名誉と信用を損なうようなスポーツマンシップに反する発言や行為をしてはならない。SNSによる発信は特に注意する。
12. マルチ商法等に関する法律に違反する行為、又は準ずる行為等は禁止する。

(合宿及び大会期間中)

13. 強化指定選手の活動、行事、合宿全般において、監督もしくはコーチ及び強化委員会により定められた時刻(集合時間、門限等)を厳守する。
14. 止むを得ない事情により定められた時刻を厳守できなかった場合の行動としてきちんとお詫び、反省の意を示す。
15. 合宿期間中の移動時には監督もしくはコーチ、スタッフ、強化委員会等の指示に従い、速やかに行動する。
16. 原則、自分の道衣や防具等の荷物は自己管理とする。紛失した場合でも自己責任であることを理解する。
17. 合宿及び大会期間中の宿舎において、緊急事態の場合を除き、男子選手は女子選手の部屋へ、女子選手は男子選手の部屋には立ち入らないこと。
18. 合宿及び大会期間中の宿舎においては、選手同士の交流は共有のスペースで行うこと。また、特別な指示がある場合には指示者のその指示に従うこと。
19. 強化指定選手としての活動期間中は、20歳以上であっても、喫煙及びアルコール飲酒は禁止とする。また、持ち込みも禁ずる。持ち込みが発覚した場合は、途中でであっても合宿及び大会に参加できなくなる場合があることを理解する。
20. その他、合宿の監督、日本代表チームの監督もしくはコーチ及び強化委員会により定められた行動規範を遵守する。

(服装、身体装飾)

21. 次の身体装飾において、過度であり目立ちすぎる装飾は禁じ、清潔感のある格好を心がける。
(例:過度な髪色、特大ピアス、華美なネイルアート等)
22. 稽古中において大会本番同様の髪型、道衣の着方や道衣の皺等を意識して装飾すること。
23. ろう空手道の強化指定選手として時と場所、場合に合わせた服装や言動をわきまえる。

(肖像権について)

24. 強化指定選手は国内外での大会への出場及びイベント等への参加時における映像及び写真画像の著作権はJDKAに帰属することを理解する。
25. 映像及び写真画像の無断使用を禁ずることを理解する。

(報告義務)

26. 国、県、在住地域等からの奨励、賞与、褒章式等があった場合、強化委員会に事前に報告すること。
27. マスメディア関係(取材、CM、エキジビション等への出演、テレビ、ラジオ等への出演、新聞、雑誌等の取材)、講演・講師依頼等への対応は、事前に当協会に届出書を提出し承認を得ること。
28. 体調、怪我等、競技に影響がある症状が発症した場合は速やかに報告する。

(違反選手に対する処分)

29. 強化指定選手が、前記の行動規範に違反したと認められたときは、理事会及び強化委員会の決定により処分を受ける。
30. 監督もしくはコーチ及びスタッフの報告に基づき、必要に応じて強化委員会は次の処分を行うことができる。
 - (1)強化指定選手の活動・行事に参加することを停止し、自宅にて謹慎させる。
 - (2)強化指定選手から除外する。
 - (3)その他、違反の程度に従った処分。ただし、それぞれ当該選手からの書面または口頭による弁明の機会を与えるものとする。

制定 2022年9月15日